

# 総合特区基本方針変更の概要について(平成25年3月 閣議決定)

## 趣 旨

昨年7月の変更以降の状況を踏まえ、総合特区計画の評価に関する規定の明確化等を図るとともに、当面の指定の方針や新たな規制の特例措置について定めるもの。

## 変更後の基本方針のポイント

### I 評価について

総合特区計画の評価について、総合特区の取組の推進を図るため、指定後1年経過したもの(認定後1年未満)について「準じた評価」を行うこととするもの。(第二の5)

- 地方公共団体から内閣府への評価書の提出時期を6月と定めるもの。
- 規制の特例措置に係る評価手順の具体化(規制所管省庁の評価書記載時の視点、特例要件の見直しの方向性等)。
- 評価結果を受けた指定の解除等の手続に、評価・調査検討会の関与を明確化するとともに、指定解除の基準を明記。

### II 当面の指定の方針について

総合特区の今後の指定について、第4次までは現行基本方針どおり行うが、以降の指定については当面見合わせるもの。(第三の3)

### III 国と地方の協議の結果、実現した規制の特例措置に係る同意要件等を記載した別表の追加について

国と地方の協議の結果、新たに実現した規制の特例措置について、これを活用した事業実施に係る同意要件等を記載した別表を追加するもの(10件)。(別表1~3)

(追加される主な規制の特例措置)

- 薬監証明の電子化、簡素化のための医薬品等輸入監視要領の特例  
⇒ これまで押印付の書類提出で行われていた薬監証明書の扱いについて、手続き簡素化の観点から電子化  
【厚生労働省、関西イノベーション国際戦略総合特区(大阪府等)】
- 畜産バイオマスの高効率エネルギー利用のための電気事業法施行規則の特例  
⇒ 一定の安全性確保措置を前提に、内燃力発電に係る一般用電気工作物(届出等不要)の範囲を拡大(10kW→20kW)  
【経済産業省、畜産バイオマス・環境調和型畜産振興特区(群馬県)】